

社会保険ひらしま

第883号

- 【お願い】協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を返納してください
- 【ご案内】令和4年度の子ども・子育て拠出金率
- 【制度改正】令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます
- 【お願い】新たに入社された方への国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください
- 【ご案内】現物給与価格（食事）が令和4年4月1日から一部改定されます
- 【ご案内】健康保険・厚生年金保険の事務手続きガイド【動画】をご覧ください
- 年金だより
- 「健康づくりの好循環」の定着・拡大で保険料率の抑制を目指しましょう
- 令和4年4月から令和4年度の協会けんぽの健診が始まります！
- 退職時は新たに健康保険加入の手続きが必要です
- 医療費が高額になりそうなときは限度額適用認定証をご利用ください
- 保険証回収にご協力ください

3
2022
令和4年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,859	57,284
船舶所有者数		265	342
被保険者数	男性	506,690人	385,442人
	女性	322,197人	266,920人
	船員	3,143人	3,216人

日本年金機構からのお知らせ

お願い

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を返納してください

従業員の退職等により、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届を提出するときは、健康保険被保険者証の添付が必要です。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

<電子申請の場合>

健康保険被保険者証は速やかにご返納ください。返納時には、「確認結果画面（到達番号が表示された画面）」の添付をお願いします。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、健康保険被保険者証とあわせてご提出ください。

ご案内

令和4年度の子ども・子育て拠出金率

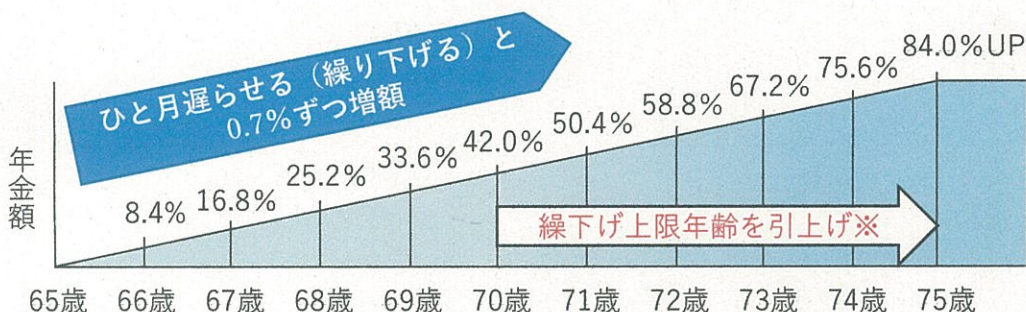
令和4年4月分（令和4年5月31日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和3年度と同率の1,000分の3.6（0.36%）となる予定です。

※正式な決定は4月1日以降の予定です。決定しだい、日本年金機構ホームページに掲載します。

制度改正

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます

老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳（60月）から75歳（120月）に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できます。



※対象となる方は
昭和27年4月2日以降
生まれの方です。

なお、繰下げ待機中の
在職による支給停止額は、
増額の対象となりません。

お願い

新たに入社された方への国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

国民年金保険料を口座振替においてお支払いいただいていた方が、就職したことにより、厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入された従業員の方に、国民年金保険料の口座振替を速やかに停止するための「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を提出するよう、周知をお願いします。

詳しくは日本年金機構ホームページをご確認いただくか、年金事務所までお問い合わせください。

ご案内

現物給与価額（食事）が令和4年4月1日から一部改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、令和4年4月1日から適用されます。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和4年4月1日から現物給与価額が改定されます。」をご覧ください。

ご案内

健康保険・厚生年金保険の事務手続きガイド【動画】をご覧ください

健康保険や厚生年金保険の基本的な制度や、資格取得届や資格喪失届といった代表的な届書の手続き方法にかかる動画を日本年金機構ホームページへ掲載しました。ぜひご活用ください。

詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内（事業主さまへ）

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

	職域型年金委員について
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

「健康づくりの好循環」の定着・拡大で保険料率の抑制を目指しましょう

加入者の皆さまが年に一度健診を受け、その結果により保健指導を受けたり、症状が軽いうちに医療機関に受診することで、健康度が上がり健康寿命が延びることが期待されます。これに伴い、高額な医療費の発生を抑えることが出来るため、保険料率の抑制につながります。このように皆様の経済的負担を減らし、健康増進につながる行動の連鎖を、協会けんぽ広島支部では「健康づくりの好循環」と呼び、定着・拡大を目指しています。

「健康づくりの好循環」の定着で保険料率が下がります！～インセンティブ制度について～

「インセンティブ制度」は健康増進や医療費適正化に係る5つの評価指標の総合的な評価結果(成績)が、全国47都道府県のうち上位23位以内※に入った場合に報奨金(インセンティブ)が与えられ、健康保険料率の引下げにつながる制度です。※インセンティブを獲得できる順位は年度によって変更となる場合があります。

令和2年度実績(令和4年度の保険料率に反映)では、広島支部は「総合43位」と低位で、残念ながらインセンティブの付与はありませんでした。



<健康づくりの好循環図>

皆さまに取り組んでいただきたい5つのお願い

1 特定健診などの受診	協会けんぽの健診を毎年、必ず受診をしましょう。
2 特定保健指導の利用	生活習慣の改善が必要と判定された場合、保健指導を受けましょう。
3 生活習慣の改善	保健指導を受け、生活習慣の改善を図りましょう。
4 医療機関の受診	要治療または要再検査と判定されたら医療機関を早期に受診しましょう。
5 ジェネリック医薬品の使用	お薬が処方される際には、ジェネリック医薬品を積極的に選択しましょう

令和4年4月から 令和4年度の協会けんぽの健診が始まります！

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者(ご本人さま)向けに「生活習慣病予防健診」を、40歳から74歳の被扶養者(ご家族さま)向けに「特定健康診査」をご用意しております。

健診は健康づくりの好循環の第一歩！ご自身のため、ご家族のため、年に一度は健診を必ず受診しましょう。受診方法や、受診可能な健診機関の情報など、詳しくは協会けんぽ広島支部のホームページをご覧ください。

※生活習慣病予防健診については、令和4年度の健診受付を始めている健診機関もございますので、お早目にご予約ください！

被保険者(ご本人)向け



生活習慣病予防健診

対象年齢 35歳から74歳

自己負担額 最高で7,169円
※一般健診の場合

被扶養者(ご家族)向け



特定健康診査

対象年齢 40歳から74歳

自己負担額 一部機関で無料
※自己負担がある場合は、1,474円

退職時は新たに健康保険加入の手続きが必要です

74歳までの被保険者(ご本人)が退職などで健康保険の資格を喪失した場合には、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入の手続きをする必要があります。

※退職日の翌日から新しいお勤め先で健康保険に加入される方等を除く



退職後の健康保険は3つのパターンがあります

保険料の算出方法や、加入要件は加入先によって異なりますので、手続き先(問い合わせ先)に確認の上、退職後に加入する健康保険をご検討ください。

制度	任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先 (問い合わせ先)	協会けんぽ(お住いの都道府県支部)	お住いの各市区町村役場	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと(郵送の場合は必着) 	お住いの市区町村役場(国民健康保険担当課)へお問い合わせください	ご家族の勤務先へお問い合わせください
保険料	退職時の標準報酬月額に加入する支部の保険料率を乗じて決定(上限あり)	前年度の所得などにより決定	被扶養者の負担はなし

医療費が高額になりそうなときは**限度額適用認定証**をご利用ください

入院するときや高額な外来診療を受けるときに、「**限度額適用認定証**」を保険証と併せて医療機関の窓口に表示することで、窓口負担を自己負担限度額※までに抑えられます。

※自己負担限度額は被保険者の所得区分や年齢によって異なります。詳しくは限度額適用認定申請書記入の手引きをご確認ください。

申請方法

「**限度額適用認定申請書**」を協会けんぽ支部へご送ってください。

認定証がお手元に届くまでに**1週間～10日程度**かかります。入院等で高額な医療費が見込まれる場合はお早めに申請ください。

- 「限度額適用認定申請書」は協会けんぽホームページから印刷いただけます。
- 被保険者の住民税が非課税の場合は、申請書が異なります。

発行対象者

	被保険者	被扶養者
70歳未満	全員	全員
70～74歳※	標準報酬月額が 28万円以上83万円未満 の方	被保険者が 70～74歳かつ標準報酬月額が28万円以上83万円未満 の方

※上記に該当しない方は、保険証及び高齢受給者証の提示で窓口負担を自己負担限度額までに抑えられます。

保険証回収にご協力ください

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



日本年金機構へ**資格喪失届・被扶養者(異動)届**を提出する際は、必ず保険証を添付してください。

- 電子申請で手続きし、回収した保険証を日本年金機構へお送りする際は、「**到達番号**※」のわかる書面の添付をお願いします。
※到達番号とは、電子申請が受付られた時点で、その申請に対して付与される番号です。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

